

下水道供用区域の人は
お早めに切り替えを

市は、清潔で住みよい街にするため、下水道整備を積極的に進めています。お住まいの地域で、下水道が利用できるようになりましたら、お早めに切り替えていただきますようお願いします。

下水道に切り替えると、河川や水路が清潔になり、悪臭や害虫の発生がなくなります。

工事費用の見積りや施工は、市下水道排水設備指定工事店にご依頼ください。指定工事店の一覧は、市HPでご覧いただけます。

詳しくは、下水道課（☎47－8714）へ。

案内

中皮腫や肺がんなどの
石綿による疾病の補償・救済

労働者などが、中皮腫や肺がんなどを発症したり、亡くなったときに、その原因が石綿ばく露作業に従事したことであると認められた場合には、労災保険法や石綿救済法により各種の保険給付が受けられます。

まずは、岐阜労働局（☎058－245－8105）または最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

お気軽に文化施設にお越しください
障がい者や65歳以上の人は入館無料

障害者手帳（身体・療育・精神）の所持者やその介護者、市内在住の65歳以上の人は、次の文化施設の入館が無料です。入館時に、障害者手帳や年齢確認書類（運転免許証など）を提示してください。

- 守屋多々志美術館 ■ スイトピアセンターコスモドーム
- 大垣城 ■ 歴史民俗資料館 ■ 郷土館 ■ 金生山化石館
- 上石津郷土資料館 ■ 墨俣一夜城（墨俣歴史資料館）
- 奥の細道むすびの地記念館

中小企業・勤労者の
皆さん
ご利用ください
低利率な融資制度

市は、中小企業の皆さんの経営を支援するため、融資制度を設けています。この制度では、低い融資利率、利子の補給などの優遇措置が受けられます。また、勤労者の皆さんを対象にした生活資金を融資する制度も設けています。

いずれの融資も、市税完納が要件で、審査結果によってはご利用できない場合があります。

詳しくは、各金融機関または商工観光課（☎47－8596）へ。



森林・環境税を
活用して木育推進

市は、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用し、林業・木育体験交流事業に取り組んでいます。

平成27年度は、7・9・10・11月の計4回、「元気ハツラツ市」の会場で、森林の大切さを学ぶ体験型の事業を行いました。将来の森林づくりを担う子どもたちが、直接木を見て触れることで、人や自然に対する思いやりと優しさを考えられる豊かな心を育むとともに、木材利用や環境保全に対する理解を深めてもらおうと行われたものです。

市は、今後も引き続き、森や木とふれあう機会を提供していきます。

詳しくは農林課（☎47－8629）へ。

耕作体験（10月）

しいたけ菌打ち体験（11月）

農地中間管理事業の活用を

市は、市街化調整区域における農地の貸し借りの仕組みとして、「農地中間管理事業」を行っています。

これは、県に指定された農地中間管理機構が、耕作を続けることができなくなった農地を借り上げ、意欲ある農業者に貸し付けを行うものです。

ご自身で耕作を続けることができなくなった場合は、この事業の活用をご検討ください。

詳しくは、最寄りのJAまた



は農林課（☎47－8628）でお尋ねください。

ご利用ください
国の教育ローン

高校や大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度「国の教育ローン」があります。

学生1人につき350万円以内を、固定金利（平成27年12月1日現在、年2.05％）で利用できます。返済期間は15年以内です。

詳しくは、教育ローンコールセンター（☎0570－008656、☎03－5321－8656、平日は午前9時～午後9時、土曜日は午前9時～午後5時）へ。

審議会を傍聴してみませんか		
社会教育委員の会		担当：社会教育スポーツ課（☎47－8039）
12月15日（火） 14:00～14:50	情報工房2階 多目的研修室	
・社会教育に関する研修について ほか		

融資種類		資金使途	融資対象者	融資条件など		
中小企業者向け融資	中小企業振興資金	運転資金および設備資金（市融資制度の旧債の借り換えにも利用できます）	市内で中小企業を営むまたは営もうとする個人・法人	限度額 利率 期間 利子補給率	5,000万円 年1.5% 10年(運転資金7年)以内 融資利率の1/2以内	
	中小企業小口資金	※すでに工事等が着工しているものまたは、商品等が発注してあるものに対する設備資金は対象外	市内で中小企業を営む個人・法人（岐阜県信用保証協会の信用保証を利用していただく必要あり）	限度額 利率 期間 利子補給率 保証料補助	1,250万円 年1.3%または1.5% 8年(運転資金5年)以内 融資利率の1/2以内 信用保証料の全額	
	中小企業経済変動対策特別資金	【資金使途】運転資金 【融資要件】市内で中小企業を営む次のいずれかを満たす個人・法人 ①直近3か月の売上高が前年同期比で5%以上減少 ②直近決算で欠損が生じている ③中小企業信用保険法第2条第5項の認定者 ④東日本大震災復興緊急保証中小企業者認定要領の認定者		限度額 利率 期間 利子補給率	5,000万円 年1.15% 7年以内 融資利率の1/2以内	
勤労者向け融資	勤労者生活資金	教育費、医療費、冠婚葬祭費など生活に必要な資金	市内に1年以上住み、同一事業所に1年以上継続勤務している20歳以上の人	限度額 利率 期間	200万円 年2.51%(固定) 5年以内	元利均等の月額償還。繰上償還やボーナス併用可
	勤労者住宅資金	市内に自ら居住する住宅の新築、増改築、購入に必要な資金	同一事業所に3年以上継続勤務し、同居家族を持つ20歳以上で、返済完済時が満65歳以下の人	限度額 利率 期間	1,000万円 年2.36%(固定) 20年以内	